

香川県生活環境の保全に関する条例・施行規則【地球温暖化対策計画・報告・公表制度関係】

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
<p style="text-align: center;">第3章 地球温暖化対策</p> <p style="text-align: center;">(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p>第94条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項を定めた計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、地球温暖化対策計画の作成は、地球温暖化対策指針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により地球温暖化対策計画を提出した者は、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により地球温暖化対策計画を提出した者は、当該地球温暖化対策計画を変更したときは、</p>	<p style="text-align: center;">第3章 地球温暖化対策</p> <p style="text-align: center;">(地球温暖化対策計画の作成義務者等)</p> <p>第64条 条例第94条第1項及び第125条第9号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 前年度において使用した化石燃料及び非化石燃料の量並びに前年度において使用した熱(前年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第1条に規定する熱を除き、同条に規定する集約した地熱等にあつてはその熱量を測定できるものに限る。)及び電気(前年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。)の量をそれぞれ地球温暖化対策指針に定める方式により原油の数量に換算した量を合算した量が1,500キロリットル以上である事業所(県内に所在するものに限る。)を有する事業者(国及び地方公共団体を除く。)</p> <p>(2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の許可を受けた者(県内に路線を有する者に限る。)であつて、当該鉄道事業の用に供する車両の前年度の末日における数が50両以上であるもの</p> <p style="text-align: center;">(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p>第65条 条例第94条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策計画を提出する日の属する年度から3箇年度(以下この条において「計画期間」という。)をその対象期間として、作成しなければならない。</p> <p>2 条例第94条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、地球温暖化対策計画書(第26号様式)により行わなければならない。</p> <p>3 第59条第2項の規定は、条例第94条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。 【参照】第59条第2項 条例第88条第1項の規定による公表は、事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によるものとする。</p> <p>4 条例第94条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、地球温暖化対策計画変更届出書(第27号様式)により行わなければならない。</p>

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
<p>規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、変更後の地球温暖化対策計画を公表しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により地球温暖化対策計画を提出した者は、規則で定めるところにより、当該地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況を知事に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第100条 知事は、第94条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の提出をすべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第94条第2項又は第4項の規定による地球温暖化対策計画の公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画を公表すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、第94条第3項の規定による地球温暖化対策計画の変更の届出をしない者に対し、地球温暖化対策計画の変更の届出をすべきことを勧告することができる。</p> <p>4 知事は、第94条第5項の規定による地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況の報告又は公表をしない者に対し、地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況を報告し、又は公表すべきことを勧告することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>7 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第125条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの</p> <p>(10)～(17) 略</p>	<p>5 条例第94条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、地球温暖化対策実施状況報告書(第28号様式)により行わなければならない。</p> <p>6 第61条第2項の規定は、第2項の規定による提出及び前項の規定による報告について準用する。</p> <p><i>【参照】第61条第2項 前項の規定にかかわらず、災害その他の知事が別に定める特別の事情があるときは、前項の提出期限は、知事が別に定める。</i></p>

香川県生活環境の保全に関する条例	同条例施行規則
<p>(立入検査等)</p> <p>第126条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前条第8号から第15号までに規定する者の工場又は事業場</p> <p>(9)～(10) 略</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第139条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第125条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(3) 第126条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	